

答 申 第 3 1 号
平成 3 1 年 3 月 2 9 日

高崎市監査委員 様

高崎市情報公開審査会
会長 阿部 圭司

高崎市情報公開条例第 1 9 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

平成 3 0 年 3 月 7 日付けで諮問のありました下記審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

諮問番号：諮問第 3 5 号

平成 2 9 年 9 月 2 8 日付け（第 1 8 1 - 2 号）「行政文書不存在通知」に係る審査請求

別紙

諮問番号：諮問第35号

答申番号：答申第31号

答 申 書

第1 審査会の結論

高崎市監査委員が行った決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書公開請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、高崎市情報公開条例（平成14年高崎市条例第42号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、高崎市監査委員（以下「実施機関」という。）に対し、平成29年9月14日付けで「第160-1号 監査を実施するに当たり、請求人がサインをした4月4日に作成された本ケアプランの提出を受けていない。」と記載した上で、この件に関する次の情報として「①本ケアプランを確認していないのにも拘わらずに、監査を棄却した理由が分かる情報」「②介護保険を利用するに当たり、本ケアプランの存在は絶対的なものであるが、証拠となる本ケアプランの提出を求めたのか、あるいは、求めなかったのかが分かる情報」という内容の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成29年9月28日に、本件請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、行政文書不存在通知（以下「本件処分」という。）を行い、不存在の理由を次のとおり付して請求人に通知した。

（不存在の理由）

請求内容が分かる行政文書を作成及び取得していないため、不存在。

3 審査請求

請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、本件処分を不服として、実施機関に対し平成29年11月15日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、平成29年12月28日付けで弁明書を請求人

に送付した。

5 諮問

実施機関は、条例第19条第1項の規定に基づき、高崎市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、平成30年3月7日付けで本件審査請求事案の諮問を行った。

6 意見書の提出

請求人は、条例第24条第1項の規定に基づき、審査会に対し、平成30年3月26日付けで意見書を提出した。

第3 争点

本件行政文書を不存在とした実施機関の決定は妥当であるか。

第4 争点に対する当事者の主張

1 請求人の主張要旨

請求人は、審査請求書及び意見書の中でおおむね次のように主張している。

- (1) 対象文書の作成及び取得は、業務遂行上必要であり、これを怠ったとすることは大問題である。
- (2) 常識として対象文書は存在しなければならない。本件処分は、存在する行政文書を不存在処分とした違法なものである。
- (3) 監査を実施するにあたり、対象文書が作成されないことは認められない。

2 実施機関の主張要旨

実施機関は、弁明書及び平成30年3月29日及び同年12月20日の当審査会における説明において、おおむね次のように主張している。

- (1) 「①本ケアプランを確認していないのにも拘わらずに、監査を棄却した理由が分かる情報」について

ア 請求人が請求の前提としている「第160-1号」は、請求人が平成29年8月28日に行った行政文書公開請求に対して、実施機関が同年9月11日付けで決定した「行政文書不存在通知書」である。

当該決定に係る公開請求の内容は、請求人が平成28年4月11日付けで提出した住民監査請求（以下「本件住民監査請求」という。）に対する監査の結果である「第70-1号 高崎市職員措置請求に係る監査の結果について(通知)」(以下「第70-1号」という。)の中の「4月4日に本ケアプランは作成され、同意のサインをもらっている。」という、高崎市介護保険関係職員からの聴取内容を記載した部分を引用した上で、「請求人がサイン

をした4月4日に作成された本ケアプランの開示」を求めたものである。

請求人が引用しているこの記述は、暫定ケアプランは法令の要件を満たしており本ケアプランと認識しているとした介護保険関係職員が、介護老人保健施設におけるケアプランの作成の経緯を述べた部分であり、第70-1号10頁2事実関係及び判断の記述のとおり、実施機関は、「請求人がサインをした4月4日に作成されたケアプラン」は「暫定ケアプラン」であるとし、「本ケアプラン」とは認めていない。また、監査における調査の際には、改ざん等の危険性を考慮して書類等の確認は原本確認が基本であり、本件住民監査請求の監査にあたっても原本を確認しその後返却している。したがって、「第160-1号」では二重の意味で請求内容の情報は存在していないとして、「不存在」を決定したものである。

イ 本件請求において請求人は、この第160-1号の不存在決定を受けて、実施機関が本ケアプランの提出を受けていないという前提のもと「①本ケアプランを確認していないのにも拘わらずに、監査を棄却した理由が分かる情報」を求めているが、実施機関は、本件監査請求の監査の決定を行うにあたり、ケアプランの原本を確認した上で監査を棄却したものであるから、「本ケアプランを確認していない」ことを前提とした行政文書は作成及び取得しておらず、不存在としたものである。

(2) 「②介護保険を利用するに当たり、証拠となる本ケアプランの提出を求めたのか、あるいは、求めなかったのかが分かる情報」について

請求人が求める文書は、監査委員が監査にあたり、事務局職員に指示して作成した、関係人から収集すべき資料を記した文書や、関係人に資料提出を依頼する文書を想定しているものと解せるが、監査委員は、60日以内という限られた監査期間の中、関係人に対する依頼や、事務局職員に対する資料収集の指示は、いずれも口頭で行っており、該当する文書は作成及び取得していない。

第5 審査会の判断

1 争点

「行政文書を保有していない」という類型には、①そもそも作成又は取得していない、②作成又は取得したが保存期間満了により廃棄済み、③公開請求の対象となる「行政文書」ではないという3つの場合があるが、実施機関は①の作成も取得もしていないと主張しているので、本件行政文書が、実施機関における事務処理において、作成し又は取得されたか否かを検討する。

(1) 「①本ケアプランを確認していないのにも拘わらずに、監査を棄却した理由が分かる情報」について

ア 請求人は、「請求人がサインをした4月4日に作成された本ケアプランを確認していないのにも拘わらずに、監査を棄却した理由が分かる情報」を求

めているが、これに対して実施機関は、「請求人がサインをした4月4日に作成されたケアプラン」は「暫定ケアプラン」であり、たとえ請求人が「本ケアプラン」を「当該ケアプラン」の意味として使用していたとしても、本件住民監査請求に係る調査では、書類等は原本を確認し、その後返却している。したがって、本件請求の「請求人がサインをした4月4日に作成された本ケアプランを確認していない」という前提自体が成り立たないため、行政文書不存在を決定したとする。

イ「第70-1号10頁2事実関係及び判断(1)ア」には、「入所するにあたり暫定ケアプランが作成され、4月4日に同意のサインが記入されている。当該暫定ケアプランの内容を確認すると(以下省略)」と記載されており、実施機関の主張のとおり「請求人がサインをした4月4日に作成されたケアプラン」を「暫定ケアプラン」とした上で、その暫定ケアプランを確認したことが読み取れる内容となっている。

よって、本件行政文書を実施機関は作成及び取得しておらず、実施機関に当該文書は存在しないという説明に特段の不自然な点は認められない。

(2) 「②証拠となる本ケアプランの提出を求めたのか、あるいは、求めなかったのかが分かる情報」について

請求人が求める文書は、監査委員が監査にあたり、事務局職員に指示して作成した、関係人から収集すべき資料を記した文書や、関係人に資料提出を依頼する文書を想定しているものと解せるが、監査委員は、60日以内という限られた監査期間の中、関係人に対する依頼や、事務局職員に対する資料収集の指示は、いずれも口頭で行っており、該当する文書は作成及び取得していないという実施機関の説明に特段の不自然な点は認められない。

(3) 審査会の調査について

審査会は、実施機関に対して、条例第22条第4項に基づく調査を実施し、監査委員事務局において、本件行政文書の保有の有無を確認したが、本件行政文書として特定すべき行政文書の存在は確認できなかった。

(4) したがって、本件行政文書を不存在とした実施機関の主張に特段の不自然な点は認められない。

2 結論

以上のことから、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、請求人の実施機関に対するその他の主張は、本答申の判断を左右するものではない。

3 審査会の意見

本件請求の前提となる「第160-1号 行政文書不存在通知書」の行政文書

が存在しない理由には、「調査の際に資料提出を受けていないため請求内容の情報是不存在」と記載されている。

実施機関の説明によれば、第70-1号において実施機関は、「4月4日に作成されたケアプラン」が「本ケアプラン」であるとは判断しておらず、「暫定ケアプラン」であるとしているため、「4月4日に作成された本ケアプラン」という概念は存在しない。また、監査における書類等の確認は、原本確認が基本であり、施設側から提出された原本は確認後返却しており、原本の写しを提出させ又は実施機関において当該原本の写しを作成した事実もないため不存在としたとのことであった。

しかし、実施機関の不存在決定の理由が前述のとおりであれば、実施機関は請求人に対し当該請求の補正を依頼し、「請求人がサインをした4月4日に作成された本ケアプランの開示」の「本」の部分の削除について了承を得た上で、不存在の決定を行い、行政文書が存在しない理由を「調査の際提出を受けた原本資料は、確認後返却したため不存在」とすべきだったと考えられ、第160-1号の決定にあたり、実施機関が丁寧な説明に努め必要な情報提供を行うことにより、請求人から十分な理解を得られていれば、本件審査請求は回避できたものと思料する。

実施機関には、情報公開制度の趣旨に則った適切な対応を望むとともに、実施機関と請求人双方の協力により、本制度が円滑に運用されることを期待する。

審査会の経緯（行政文書公開請求）

年 月 日	審 理 経 過 等
平成30年 3月 7日	諮問
平成30年 3月26日	請求人からの意見書を受領
平成30年 3月29日 平成30年 8月 8日 平成30年12月20日	調査、審議
平成31年 2月21日	答申調整
平成31年 3月29日	答申

高崎市情報公開審査会委員

会 長	阿部 圭司
副会長	田島 義康
委 員	有賀 長規
委 員	竹内 健
委 員	越澤 恭行